

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	51	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	11-2	不利益処分の種類	変更命令に従わない場合の適正化規程の取消し	
生活衛生環境営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)						
(適正化規程の変更命令及び認可の取消し)						
第十一条 厚生労働大臣は、適正化規程の内容が第九条第三項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを変更すべきことを命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならない。						
2 厚生労働大臣は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、第九条第一項の認可を取り消さなければならない。						